

個別施策Ⅱ

安心して農業を営める環境づくりを進めます

展開方針

☆地域との連携のもと、小規模で分散した農地を集約して、意欲ある担い手に集積し、地域ぐるみで農村環境を守り、持続するための取組みを推進します。

関連するSDGs



背景・現状

【地域】

- 平成 24～25 年度に、地域農業のマスタープランである「人・農地プラン」を 10 地区 24 集落で作成し、毎年地区別懇談会を開催しています。
- 令和元～3 年度にかけて、12 地区 26 集落において、農地の集約化に関する具体的な将来方針等を定めた「実質化された人・農地プラン」が作成されます。
- 農地中間管理事業により、新規就農者や規模拡大に取り組む農業者へ農地の集積が行われています。
- 狭く分散した農地を、基盤整備により、構造的な改善を行うことが求められています。

【環境】

- 農地と営農環境の保全に向けて、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金により、34 組織が農地保全活動に取り組んでいます。
- 農道・水路等の農業用施設の老朽化が進んでいます。
- コロナ禍により地方移住や農業体験等のニーズが高まっています。
- 有害鳥獣対策では、地域ぐるみの捕獲隊の組織化を推進し、捕獲隊の増加によりイノシシ・シカの捕獲実績は平成 29 年度 4,917 頭から、令和 2 年度 6,258 頭と順調に伸びていますが、依然として農作物被害や生活環境被害の相談が後を絶ちません。



人・農地プラン 地区懇談会



有害鳥獣箱罟実演



集落ぐるみの農地保全活動

課題

【地域】

- 「人・農地プラン」の実質化において、地域での協議を重ねながら、優良農地や経営基盤の担い手への集積のほか、集落の機運に合わせて事業構想の明確化に取り組む必要があります。
- 農地中間管理事業による農地の貸借希望者が一元管理される体制が構築されていますが、貸付希望農地の圃場環境が不十分であることから、マッチングがあまり進んでいない状況となっています。
- 人・農地プランの集落会議において、条件不利地での担い手への農地集積の方法として、基盤整備を求める声が多く上がっています。



人・農地プラン集落会議

【環境】

- 多面的機能支払交付金や中山間等直接支払交付金による事業に取り組んでいるものの、農業者の高齢化により対象農地は減少しています。
- 集落の営農環境の向上のために、農道・水路等の農業用施設の老朽化に係る対策の必要性が大きくなっています。
- グリーンツーリズムの実践者は増加していますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で参加者が減少しており、コロナ禍でも魅力ある体験プログラムの検討を行う必要があります。
- 有害鳥獣の被害地域が拡大しており、様々な対策を講じているものの、被害相談は減少していない状況となっているため、対策の更なる充実が求められています。

方針の考え方

【地域】

- 実質化された「人・農地プラン」に基づき、地域での話し合いを進めながら、将来に残すべき農地の確保を図ります。
- 農地中間管理事業の積極的な取組みにより、新規就農者や規模拡大に取り組む農業者等、地域の中心となる担い手への農地集積・流動化を推進します。
- 農地、農道、水源等について、農業者と地域が連携し地域の実情に応じた基盤整備に取り組めます。

【環境】

- 集落が主体となって行う、営農環境の保全活動を支援します。
- 地元が管理する農業用施設の機能保持の取組みを行います。
- グリーンツーリズムについて、さらなる集客向上への体験プログラムやDMO、移住支援との連携による誘客を強化し、継続的な取組みが実施できるよう団体の自立に向けて取り組みます。
- 有害鳥獣対策については、協議会及び地域の捕獲隊による取組みの拡充等により、被害軽減のための継続的な対策を講じます。

個別施策達成にむけた取組イメージ

現 状	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ●実質化された「人・農地プラン」26 集落 ●農地中間管理事業による、農地集積の実施 ●狭く分散した農地は、基盤整備による構造的な改善が必要 ●営農環境の保全に向けた集落主体の活動 34 組織 ●農道・水路等の老朽化 ●コロナ禍による、地方移住や農業体験へのニーズ ●有害鳥獣の生活環境被害の増大 	<ul style="list-style-type: none"> ●実質化された人・農地プランに基づく優良農地や経営基盤の担い手への集積 ●貸付希望の農地へのマッチングの推進 ●条件不利地での基盤整備及び担い手の確保 ●集落主体の営農環境保全活動の推進 ●農業用施設の老朽化に係る対策の必要性 ●コロナ禍でも集客を行える体験プログラムの検討 ●有害鳥獣対策の更なる充実

人・農地プランに基づく農地の有効活用	営農環境の保全と地域資源の活用	有害鳥獣対策の推進
取組方針Ⅱ-1	取組方針Ⅱ-2	取組方針Ⅱ-3
<p>実質化された人・農地プランに基づく、経営基盤の強化（Ⅱ-1-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人・農地プランの実質化による残すべき農地の確保 ●農地・ハウスなどの経営基盤の活用推進 <p>農地の利用集積のための農地中間管理機構の取組み推進（Ⅱ-1-2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化 ●農地中間管理事業推進チーム会の開催 <p>地域の実情に応じた農地の基盤整備の検討（Ⅱ-1-3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地元の意見交換の場の醸成 ●基盤整備の先行地区の取組み推進 	<p>集落主体の営農環境保全活動の推進（Ⅱ-2-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●集落主体による農地や農業用施設の維持管理 ●中山間地域等での営農活動の推進 <p>農業用施設の機能保持や耐用年数の延伸（Ⅱ-2-2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農道橋梁の計画的な修繕の実施 ●地元管理施設の延命化 <p>グリーンツーリズムの推進（Ⅱ-2-3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●誘客・PR 活動の強化 ●団体活動の充実 ●移住支援との連携 	<p>有害鳥獣3対策（防護・棲み分け・捕獲）を充実します（Ⅱ-3-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●3対策（防護・棲み分け・捕獲）の拡充 <p>生活環境被害対策の取組みを推進します（Ⅱ-3-2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活環境被害対策の拡充

【重点的取組み】

人・農地プランの実質化による農業経営基盤の強化

『地域・環境』

安心して農業を営める環境づくりを進めます

取組内容

Ⅱ-1-1 実質化された人・農地プランに基づき、経営基盤の強化を図ります

人・農地プランの実質化による残すべき農地の確保

- 平成24年度から平成25年度に、10地区24集落において各集落の農業の将来の在り方などを明確化する地域農業のマスタープランである人・農地プランを作成しました。

さらに、令和元年度から令和3年度にかけて、各集落における農地の利用集積・集約化を一体的に推進する、実質化された人・農地プランの作成を、高島地区と伊王島・香焼地区を加えた12地区26集落において進めており、農業委員、農地利用最適化推進委員等と連携しながら、将来に向けて集落の経営基盤となる残すべき農地の確保を図ります。

農地・ハウスなどの経営基盤の活用推進

- 実質化された人・農地プランに基づく残すべき農地については、集落の実情に応じて農地集積や小規模基盤整備等を進めながら、新規就農や規模拡大を希望する担い手の確保を図ります。また、JAや生産部会等とも連携し、遊休化したハウス等の活用を推進します。



人・農地プラン集落会議

Ⅱ-1-2 農地の利用集積のための農地中間管理事業の取組を推進します

農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化

- 農地中間管理事業は、一般財団法人長崎市地産地消振興公社を事業主体として取り組んでおり、農地の貸借希望者の掘り起こしを行い、地域農業の担い手へ農地の集積・集約化を推進しています。

担い手への農地集積は、担い手本人の農業経営の向上はもとより、支援制度や税制面での優遇措置のほか、地域の農地の遊休化防止・有害鳥獣対策にもつながるものであることから、農業委員会が行う農地利用状況調査と連携した、農地の利用意向の把握と事業の周知を図ります。

農地中間管理事業推進チーム会の開催

- 農地中間管理事業の推進により、貸借希望者の情報がリスト化され一元管理される体制が構築されていますが、関係機関の情報共有が不十分であることが貸借成立の支障となっています。市、県や農協など関係機関で構成される農地中間管理事業推進チーム会において、定期的な貸借希望者の情報共有を行うとともに、地域の農業委員や農地最適化推進委員とのマッチングを推進し、農地や施設を担い手へ集積させる機会の増加に取り組めます。

また、学校跡地等の未利用地についても、情報共有を行いながら活用に向けた検討を行っていきます。



農地中間管理事業推進チーム会

Ⅱ-1-3 集落の実情に応じた基盤整備を推進します**地元の意見交換の場の醸成**

- 基盤整備事業の推進に向けて、事業推進区域の検討、担い手候補の決定、地権者の意向確認等、地域の農業者や農業委員等との連携を図りながら、課題等の解決に向けた検討を行っていきます。

基盤整備の先行地区の取組み推進

- 事業推進区域及び担い手確保の決定、地権者の同意等が先行して解決されている集落において、関係機関と協力しながら事業採択に向けた計画の策定を行い、事業の新規着工を目指します。



基盤整備候補地区現地調査

役割と今後4年間の工程

取組内容	役割				工程			
	行政	JA	関係団体等	農家等	R4	R5	R6	R7
実質化された人・農地プランに基づく経営基盤の強化								
人・農地プランの実質化による残すべき農地の確保	◎	○	○	◎	→			
農地・ハウスなど経営基盤の活用推進	◎	◎	◎	◎	→			
取組内容	役割				工程			
行政	JA	関係団体等	農家等	R4	R5	R6	R7	
農地の利用集積のための農地中間管理事業の取組推進								
農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化	◎	○	○	◎	→			
農地中間管理事業推進チーム会の開催	◎	◎	◎	○	→			
取組内容	役割				工程			
行政	JA	関係団体等	農家等	R4	R5	R6	R7	
集落の実情に応じた基盤整備の推進								
地元の意見交換の場の醸成	◎	◎	○	◎	→			
基盤整備の先行地区の取組み推進	◎	◎	◎	○	→			

(役割：◎＝直接的関与、○＝間接的関与)

取組みの指標

指標	現況 (R2)	目標 (R7)
実質化された人・農地プランに基づく事業実施集落数(累計)	0集落	5集落
農地中間管理事業による担い手への農地集積面積(累計)	78ha	133ha
基盤整備取組集落数(累計)	0集落	1集落

取組内容

Ⅱ-2-1 集落主体の営農環境保全活動を推進します

集落主体による農地や農業用施設の維持管理

- 農業者の高齢化による、耕作放棄地の増加や農道等施設の管理不足が問題となっており、現在、多面的機能支払交付金を活用した集落主体の共同活動を推進していますが、事務や活動の円滑化が課題となっており、取組面積の減少傾向がみられます。今後、地域への制度の周知及び事務等の改善を図りながら、未取組地区の掘り起こしを進めます。



多面的機能支払活動（水路掃除）

中山間地域等での営農活動の推進

- 中山間地域等の条件不利農地においては、農地の荒廃化が進んでおり、有害鳥獣の隠れ場所となるなど、営農環境に悪影響を及ぼしています。現在、中山間地域等直接支払交付金を活用して、集落協定による耕作の維持や共同活動を推進していますが、今後、地域への制度の周知及び既存地区の面積拡大を図りながら、未取組地区の掘り起こし等の推進を行うほか、都市部からのボランティアや企業と連携した保全活動についても推進していきます。



中山間地域等直接支払活動（農道草刈り）

Ⅱ-2-2 農業用施設の機能保持や耐用年数の延伸を図ります

農道橋梁の計画的な修繕の実施

- 長崎市が管理する農道橋梁は老朽化が進んでおり、予防的な修繕及び計画的な架け替えが必要となっています。平成 28 年度に作成した長寿命化修繕計画に基づき、地域の道路網の安全性及び信頼性の確保のため、年次的な修繕等の実施に取り組みます。

地元管理の水利施設の延命化

- 地域が管理している水源やタンク等は、農作物の生産には不可欠ですが、近年の極端な気象変動に伴い、恒久的な対策や事前の延命化が必要となっています。農業従事者の減少や投資経費等をふまえ、施設の延命化の取組みを行います。



老朽化が著しい燃油タンク

Ⅱ-2-3 グリーンツーリズムによる地域の魅力を発信します

誘客・PR活動推進の強化

- グリーンツーリズムに取り組む団体は市内で9団体あり、地域を活かした農林漁業体験や体験民宿は、滞在型観光といった観光資源となっています。今後は、各団体の発信力強化に努めるとともに、長崎市の観光推進を担うDMOと連携しながら、イベントを紹介する冊子やホームページなどにより、市内外へのPRを進め、グリーンツーリズムの魅力を発信します。
- 小中学生向けの「長崎グリーンツーリズムサマー」などの企画ツアー、コロナ禍でも実施できる屋外型のプログラムの検討など、誘客の強化に努めます。

団体活動の充実

- グリーンツーリズム団体の活動支援補助金などの活用により、体験プログラム作成のスキルアップを図るとともに、長崎市グリーンツーリズム連絡会議などにおいて、団体相互及び関係団体との意見交換を行いながら連携強化に努め、活動の充実を図ります。

移住支援との連携

- 新型コロナウイルス感染症の影響下において、都市圏から地方への田園回帰志向が高まっています。長崎市移住支援室との連携により、グリーンツーリズム団体の体験プログラムや農泊を移住準備や魅力体験に活用し、県外からの移住や半農半Xなどの就農へのきっかけづくりにつなげます。



PR冊子



企画ツアーパンフレット

役割と今後4年間の工程

取組内容	役割				工程			
	行政	JA	関係団体等	農家等	R4	R5	R6	R7
集落主体の営農環境保全活動の推進								
集落主体による農地や農業用施設の維持管理	◎		○	◎	→			
中山間地域等での営農活動の推進	◎		○	◎	→			
農業用施設の機能保持や耐用年数の延伸								
農道橋梁の計画的な修繕の実施	◎		○	○	→			
地元管理施設の延命化	◎	○	○	◎	→			
グリーンツーリズムによる地域の魅力発信								
誘客推進・PR活動の強化	◎		◎	○	→			
団体活動の充実	◎		◎	○	→			
移住支援との連携	◎		◎	○	→			

(役割：◎=直接的関与、○=間接的関与)

取組みの指標

指標	現況 (R2)	目標 (R7)
多面的機能支払交付金による管理面積	421ha	456ha
中山間地域等直接支払交付金による管理面積	105ha	115ha
グリーンツーリズムへの参加者数	4,409人	12,000人

取組内容

Ⅱ-3-1 有害鳥獣3対策（防護・棲み分け・捕獲）を充実します

3対策（防護・棲み分け・捕獲）の拡充

- 有害鳥獣の被害地域は、農村部だけではなく、都市部にも拡大し、防護・棲み分け・捕獲の3対策のさらなる取組みが必要となっており、対策を進めるためには、行政のみならず、地域主体の取組みが大きな役割を担っています。

防護対策については、農家や自治会主体の有害鳥獣被害防止用資材等の設置や維持管理の推進、棲み分け対策については、地元主体による農地周辺の草刈り等活動の啓発、捕獲対策については、長崎市有害鳥獣対策協議会と連携しながら計画的な捕獲を行うとともに、地域ぐるみの有害鳥獣捕獲の組織化（捕獲隊）や、捕獲技術の向上に向けたサポートを進めながら、対策の充実を図っていきます。



イノシシ等処理加工所（有害鳥獣相談センター内）



捕獲技術研修会（くくり農実演）

Ⅱ-3-2 生活環境被害対策の取組みを推進します

生活環境被害対策の拡充

- 近年、有害鳥獣による市街地周辺での出没、石垣や法面の掘り崩し、家庭菜園を荒らすといった生活環境被害が増加しています。これらの対策として、自治会等に有害鳥獣被害防止用資材の貸与や、運搬・設置費の一部助成などの取組の推進を行っています。今後は、さらなる被害軽減に向けて、有害鳥獣の行動予測による広域的な有害鳥獣被害防止用資材の設置等の検討を進めながら、引き続き農村部や市街地での生活環境被害対策の拡充を図っていきます。

役割と今後4年間の工程

取組内容	役割				工程			
	行政	JA	関係団体等	農家等	R4	R5	R6	R7
有害鳥獣3対策（防護・棲み分け・捕獲）の充実								
3対策（防護・棲み分け・捕獲）の拡充	◎	○	○	◎	→			
取組内容	役割				工程			
行政	JA	関係団体等	農家等	R4	R5	R6	R7	
生活環境被害対策の推進								
生活環境被害対策	◎	◎	○	◎	→			

（役割：◎＝直接的関与、○＝間接的関与）

取組みの指標

指標	現況 (R2)	目標 (R7)
地域ぐるみによる有害鳥獣捕獲隊の設立数 (累計)	107組織	132組織
捕獲隊による有害鳥獣捕獲頭数	1,770頭	2,200頭
有害鳥獣被害相談件数	1,470件	1,100件

人・農地プランの実質化に基づき、経営基盤である農地の確保や集約化を図ります

人・農地プランの実質化プラン作成時に把握した対象農地について、所有者の意向把握を行いながら、将来的な経営農地をストックし、集落の実情に応じて、農地中間管理機構を通じた貸借を行い、併せて小規模（5ha 未満）又は大規模（5ha 以上）の基盤整備等により、中心経営体などへ農地を集約化し、農業経営基盤を強化することで、地域や産地の振興につなげます。

